

Info
1

土地・家屋・償却資産をお持ちの人へ

固定資産税に関する申告を忘れずに

申告が必要か確かめて、申告する場合は期限までに提出しましょう。

問い合わせ 税務課資産税係(☎35-0913)



■住宅用地申告書の提出はお済みですか

住宅用地^{*}は、税負担を軽減する目的で、固定資産税および都市計画税について課税標準の特例措置が設けられています。新たにこの特例措置の適用対象となる場合や使用用途に変更が生じた場合は、申告が必要です。該当する人は、住宅用地申告書に必要事項を記入し、上記へ提出してください。

※住宅用地…1月1日(賦課期日)現在において、住宅の敷地として用いられている土地(住宅用地となる土地の面積は、家屋の床面積の10倍まで)

●以下の場合に申告が必要です

どんなとき?	どんな例があるの?
非住宅用地を住宅用地に変更したとき	住宅の新築、店舗や事務所・事業用倉庫などを住宅に変更する場合など
住宅用地を非住宅用地に変更したとき	住宅の取り壊し、住宅を店舗や事務所・事業用倉庫などに変更する場合など
併用住宅で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があったとき	居住部分または店舗部分の増築や取り壊しなど
住宅戸数に変更があったとき	2棟あった住宅を1棟にした場合など

●申告書の提出期限 令和4年1月31日(月)

(ただし、令和3年中に土地の利用状況に変更があった場合)※申告書は、市ホームページ(右記)からダウンロードできます。



■償却資産の申告をお願いします

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産の申告が義務付けられています。

●対象となる償却資産の一例

資産の種類	主な償却資産の例
構築物	広告塔、舗装、構内路面、家屋として課税されない建物など
機械および装置	製造、加工、修理等に使用する機械、太陽光発電設備など
船舶	客船、貨物船、漁船、モーターボート、釣り船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	大型特殊車両、各種運搬車両など
工具、器具および備品	パソコン、コピー機、各種医療機器、レジスターなど

●申告書の提出期限・方法

令和4年1月31日(月)までに、下記の①～③のいずれかの方法で提出してください。

①市役所本庁税務課または市役所小笠支所小笠市民課に持参 ②税務課へ郵送 ③電子申告(eLTAX)

※前年度以前の申告者には、事前に申告用紙を送付しています。※申告書は市ホームページ(左記)からダウンロードできます。

Info
2

サブスクの自動更新にご用心

請求トラブルにご注意ください

「サブスク」とは、定額で利用できるサービスのことで、「月額〇〇円で〇〇し放題」などのお得な点に注目しがちですが、サービス内容や解約方法なども事前に確認しましょう。

問い合わせ 市消費生活センター(商工観光課内☎35-0937)



■サブスクとは

サブスクリプションの略で、定額を支払うことにより、一定期間商品やサービスを利用できるサービスを言います。一般的に、一度契約をすると、解約しない限り自動的に支払いが継続されます。

■サービスの例

動画・音楽配信、専門家相談、レンタル(衣類、CD、DVDなど)

■事例

- 音楽配信サービスの解約を忘れ、利用していないのに代金を請求された。
- アプリのアイコンを消して、解約したつもりになっていた。

■消費者へのアドバイス

- 不要なのに解約していないサービスがないか、クレジットカードなどの明細はこまめに確認しましょう。
- 「〇日間無料体験・トライアル」などと広告があっても、期間を過ぎると自動で有料会員登録に切り替わるものが一般的です。申込条件は、細部まで確認しましょう。
- 後で困らないよう、解約方法も事前に調べておきましょう。

困った時は、こちらにご相談ください
市消費生活センター(商工観光課内)

電話番号 35-0937

受付日時 平日午前8時15分～午後5時